

◎異動届出書は異動日の翌月10日までに提出することが法律で義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※受付印

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

※市処理欄

※退職者の未徴収税額については原則一括徴収するようご協力ください。

十和田市長 様 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号										※市町村ごとに 異なります										
		フリガナ																					
		氏名又は名称	担 連 当 者 先	所 属		氏 名																	
		個人番号 又は法人番号		電 話		(内線)																	
フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	氏 名		生 年 月 日		個 人 番 号		受 給 者 番 号		1月1日 現在の住所		異 動 後 の 住 所					
昭・平・令 年 月 日								月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		月 日			
円								円		円		円		円		円		円		円		円	
月 月 月								月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月	
月 月 月								月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月	

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。													
(新しい勤務先) 特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 法人番号		〒																担 当 者 連 絡 先		所 属	
		所在地 〒																					
		フリガナ		内線 ()																			
		氏名又は名称																					

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。										市 处 理 欄	
理 由 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため																			
		2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										新 年 度									
徴収予定月日 _____ 月 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) _____ 円																			

3. 普通徴収の場合										左記の普通徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。										市 处 理 欄	
理 由 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																			
		2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										新 年 度									
3. 死亡による退職であるため																					

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使い下さい。